

平成28年2月12日

各位

千葉市長 熊谷 俊人
(公印省略)

排水栓を活用した初期消火活動について(ご案内)

厳寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市行政の各般に御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、本市では大規模災害時に排水栓を消火用水源として活用するため、千葉県水道局と「排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結し、また、千葉市水道局より、排水栓の活用について了承を得ました。

これにより、千葉県水道局及び千葉市水道局の給水区域内において、地域の自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を実施することができるようになりましたので、お知らせいたします。

記

- 1 使用可能施設 千葉県水道局及び千葉市水道局の給水区域内の排水栓
- 2 使用可能範囲 ①大規模災害時における初期消火活動
②消火訓練
- 3 注意事項
 - ・排水栓を使用した初期消火活動を実施するには、スタンドパイプや消火ホース等の資機材とそれらの保管場所が必要となります。必要な資機材については、各団体でのご用意をお願いいたします。(自主防災組織の資機材助成対象)
 - ・訓練で排水栓を使用する場合には、事前の申請が必要となります。
 - ・訓練に際し、道路使用許可(有料)を得る必要がある場合は、各団体にて警察署へ申請手続きをお願いいたします。

問い合わせ先

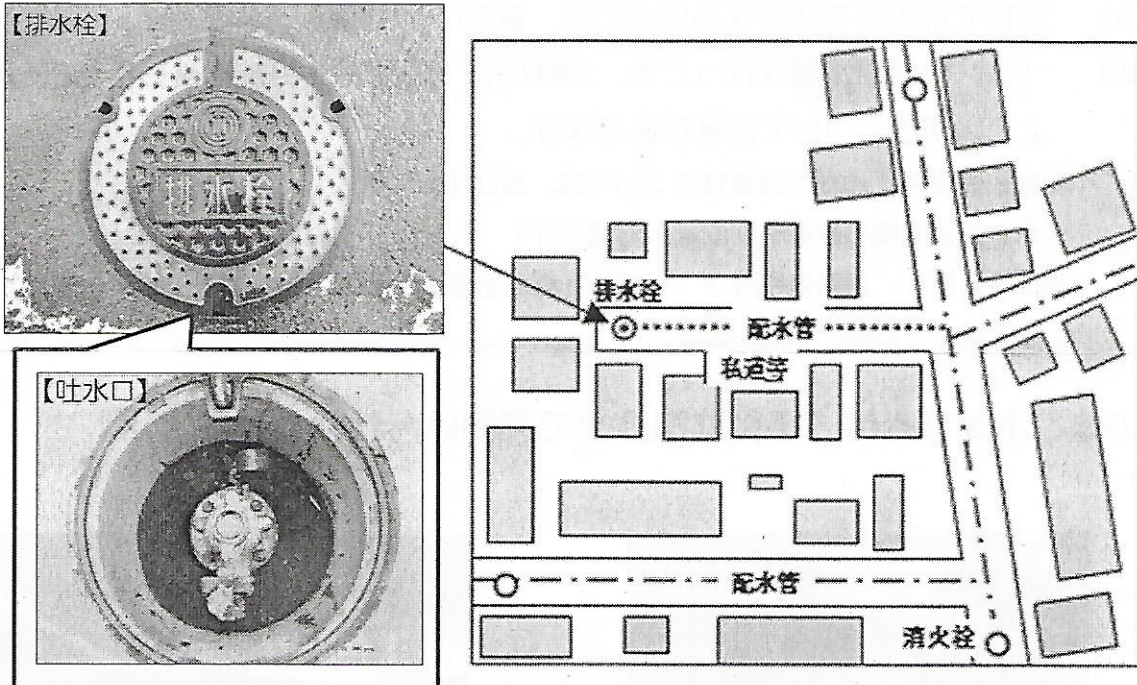
防災対策課 啓発・訓練班

電話 245-5113

FAX 245-5552

1 排水栓とは

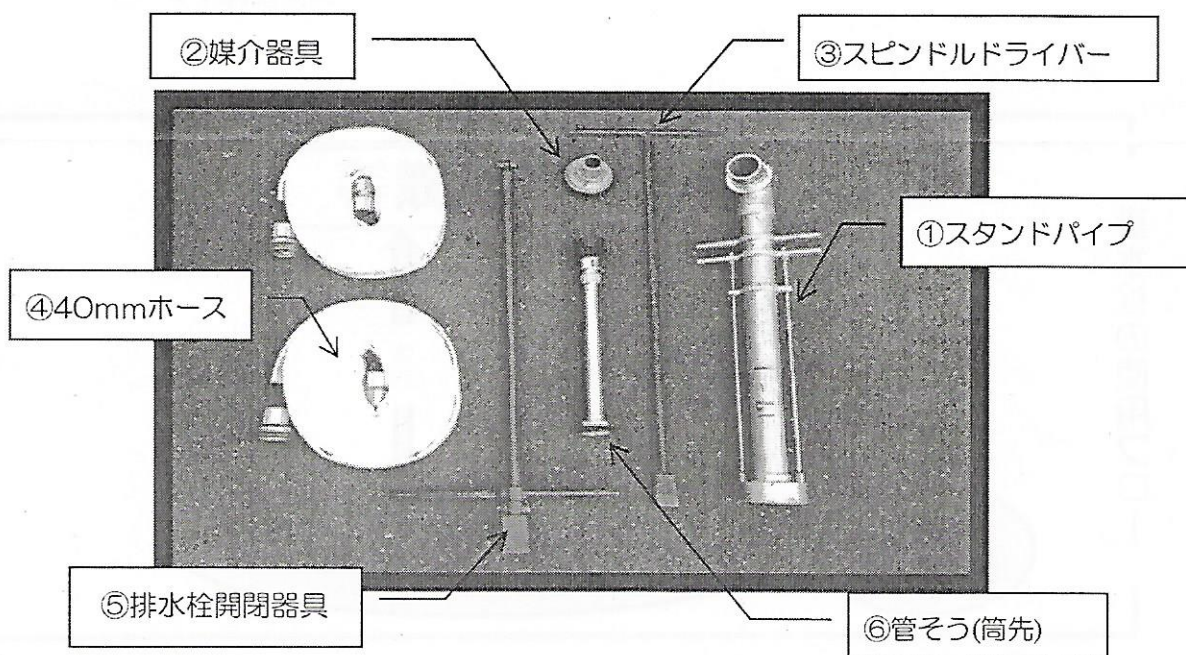
上水道の水質保全等を目的として排水作業に使用するため、主に配水管の末端部分に設置されたものです。



※一部、上記写真と異なる形状の場合もあります

2 排水栓を活用した初期消火活動について

消火活動を行う際には、スタンドパイプや消火ホース等の専用の資機材が必要となります。また、使用する前に機材を使った訓練が必ず必要となります。



3 機材の調達～訓練終了後までの流れ

- (1) 資機材を用意（※1）し、管理者及び保管場所について届出をして下さい。
- (2) 使用する前に必ず消火訓練を実施することが必要です。（図1、2）
- (3) 訓練で排水栓を使用する場合には、事前に使用協議が必要です。（※2）
- (4) (3)の使用協議を行った後、訓練内容・日程・使用排水栓等を審査した上で、可否について回答があります。

※1 排水栓を使用する際の資機材については、各団体にて購入して下さい。

（自主防災組織の資機材助成購入対象です）

※2 訓練等に際し、道路使用許可（有料）を得る必要がある場合は、各団体にて警察署への申請手続きをお願いいたします。

その他ご不明な点は、防災対策課までお問い合わせください。



図1 スタンドパイプ設置の様子

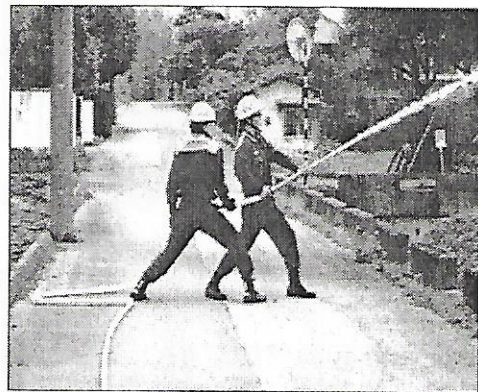


図2 排水栓を使用した消火訓練イメージ

